



今治ブ告示第1号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和6年4月11日

今治ブランド戦略会議会長 徳永 繁樹

1 業務概要

- (1) 業務名
i.i.imabari!デジタルプロモーション事業業務委託
- (2) 業務概要
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年3月31日まで

2 見積限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）
なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 当該業務に取り組む企業等（以下「実施事業者」といいます。）が次の者であること。
 - ア 愛媛県内に本社を有する企業等であること。
 - イ 実施事業者が端的で話題性・拡散性のある縦型ショート動画を制作し、かつSNSのアルゴリズムを理解したSNSアカウント構築・運用をした実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）第1項各号及び第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 今治市から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。



(5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

5 担当窓口

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1
今治ブランド戦略会議事務局
（今治市産業部産業政策局 i.i.imabari!推進課内）
電話：0898-36-1554（直通）
E-MAIL：iiimabari@imabari-city.jp

6 審査基準

別紙のとおり
審査事項1から3にかかる全委員の平均点が6割に満たない場合は、要求水準を満たさないものとし、受託候補者としません。

7 実施要領等の配布

(1) 配布場所

ア 窓口

前記5「担当窓口」

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/iiimabari/>

(2) 配布方法

ア 窓口

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとします。

イ ホームページ

前記(1)のイのホームページからダウンロードしてください。

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問方法

提出期間内に、質問票（様式第5号）を持参又はEメールにより提出してください。（Eメールの場合は提出を電話連絡してください。）

なお、口頭又は電話による質問は受け付けません。

イ 質問の受付期限

令和6年4月18日（木）午後5時15分まで

ウ 提出場所

前記5「担当窓口」



- (2) 回答
 - ア 回答方法
Eメールにより質問票に記載されたメールアドレス宛に回答します。
 - イ 回答期限及び回答
令和6年4月25日（木）までに質問者にEメールにより回答すると共に、前記7（1）イ「ホームページ」に公表します。ただし、個人情報に関する項目については、質問者のみに回答する場合があります。

9 参加希望書・企画提案書の提出

- (1) 提出期限
令和6年5月9日（木）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記5「担当窓口」
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案公募（プロポーザル）参加希望書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 実績調書（様式第3号）
 - エ 暴力団員等でないことの誓約書（様式第4号）
 - オ 企画提案公募（プロポーザル）企画提案書提出届（様式第6号）
 - カ 企画提案書（任意様式）
 - キ 参考見積書（様式第7号）
- (4) 提出部数
 - ア 正本1部
 - イ 副本6部
- (5) 提出方法
持参又は郵送

10 選定方法

選定は、i.i.imabari!デジタルプロモーション事業業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、審査基準に基づき契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を審査・選定します。

- (1) 審査（書類審査）
提出された企画提案書を審査基準に基づいて書類審査し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2人以上いる場合は、選定委員会で多数決により上位者を決定します。
- (2) プレゼンテーション等は実施しません。
- (3) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。



- (4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

11 選定結果

選定結果をEメールと郵送により参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) この公告で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の内容の事業実施をすることが、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害することが明らかな場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

- (1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

- (2) 契約書については、提示した契約書（案）により作成します。
- (3) 選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。